

就労体験拠点設置事業

障害のある人に対して就労体験の機会を提供することを通じて、働く意欲や自信の向上を図り、一般就労を促進する。

(東部)

社会福祉法人高知県知的障害者育成会

地域活動支援センター「香美」

0887-53-7077

《担当エリア》

室戸市、安芸市、南国市、香美市、香南市、
安芸郡、長岡郡及び土佐郡

(中部)

特定非営利活動法人ブルースター

就労サポートセンターかみまち

088-872-2644

《担当エリア》

高知市、土佐市、須崎市、吾川郡及び高岡郡

(西部)

特定非営利活動法人幡多ウェルフェアネット

はた相談支援センターねっと

0880-63-9900

《担当エリア》

宿毛市、土佐清水市、四万十市及び幡多郡

★手当等

※受入企業：1人1日当たり4,500円(上限あり)

※利用者：1人1日当たり500円(上限あり)

《体験の流れ》

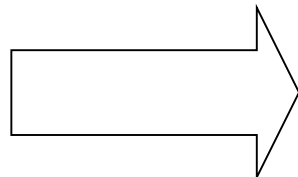
農業者等



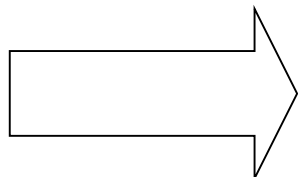
利用者 (障害のある人)



就労体験先として登録



就労体験拠点へ相談



就労体験拠点

【利用者】協力農業者等の中から就労体験先を選択
【企業】利用者から就労体験の希望が出たら、就労体験拠点から連絡
受け入れが可能な場合は必要書類のやりとり

希望

利用者

打ち合わせ

農業者等

就労体験の実施



体験の実施→終了後、農業者等は利用者を評価し、利用者は、その評価をもとに振り返りを実施

障害者委託訓練事業

検討段階



企業訪問

障害のある人が実際の職場で就労経験を積むことで、就職に必要な知識や技術の習得を図るため、障害者職業訓練コーチ・コーディネーターが企業等を訪問し、県と企業等が委託契約を締結して実施する職業訓練について説明します。

導入段階



企業見学

障害のある人の希望する職務や特性等にあった職場環境であるかを確認するとともに、企業側は、職場実習→職業訓練→雇用につなぐことができそうな人物かを確認します。（1日、謝金なし）

※見学希望者は県が募集



企業実習

実際の職場での作業を通じて、障害のある人の職務内容の理解につなげるだけではなく、企業側も必要な配慮事項の把握などを行います。（2週間程度）

※企業と障害者支援機関等が契約締結

実施段階



職業訓練

企業実習の結果、職業訓練の実施に向けて、障害のある人、企業双方の意向が一致すれば、雇用に向けて、職場で作業経験を重ねて職業能力を高めるため、2カ月間（原則）の職業訓練を行います。

【委託料(企業等に支給)】 ※訓練生1人につき
《中小企業》月額9万円（税抜）
《大企業》月額6万円（税抜）

※訓練生には別途訓練手当を支給

